

2026年度 第2回
町田市障がい者施策推進協議会

2026年7月24日（金）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○中川担当課長 本日はお忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

2026年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

本日の司会を務めます地域福祉部障がい福祉課担当課長の中川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席者ですが、現時点で17名にお越しいただいています。

なお、町田市歯科医師会の松崎委員が退任なさいまして、新たに町田市歯科医師会から渡部委員が着任されましたが、本日は事前に欠席の御連絡をいただいております。

本日の協議会には傍聴席を設けており、3名の方に傍聴いただいています。また、令和8年度東京都相談支援従事者現任研修の一環といたしまして、10名の方がウェブ会議にて傍聴されています。傍聴人の方におかれましては、注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

加えて、（仮称）町田市障がい者プラン27－32策定のため、委託業者のサーベイリサーチセンターが同席しております。

また、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、御発言の際には、お名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。

さらに、情報保障といたしまして手話通訳の方にも同席していただいています。発言ごとに間を空けて通訳の時間を確保していただきますよう、併せて御協力をお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

事前に送付いたしました資料が、本日の会議次第、資料1－①「町田市障がい者プラン21－26 重点施策の2025年度実績について」、資料1－②「計画の振返りに関する各部会からの意見（町田市障がい者プラン21－26 重点施策における2025年度実績について）」、資料2－①「基本理念・施策の体系について（案）」、資料2－②「（仮称）町田市障がい者プラン27－32__重点取り組み（案）」、資料3「日中サービス支援型共同生活援助 事業計画書」、資料4「日中サービス支援型グループホーム評価結果」以上となります。

また、会議の中で水色の冊子「町田市障がい者プラン21－26」を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意をお願いいたします。

不足している資料はございませんでしょうか。

資料の確認は以上となります。

それでは、以後の進行を石渡会長にお願いいたします。

○石渡会長 皆さん、こんばんは。

今日は若干暑さが薄らいだかなという感じですがけれども、日々大変な中お集まりいただき、ありがとうございます。

ここからは私が進行させていただきます。

まず、【2】報告事項の（1）町田市障がい者プラン21-26 重点施策の2025年度実績について御説明をいただきます。

計画部会につきましては第1回町田市障がい者施策推進協議会で報告していただいておりますので、今日は相談支援部会、就労・生活支援部会での振り返りについて各部会長から御報告をお願いしたいと思います。

では、相談支援部会の報告を堤部会長、お願いいたします。

○堤職務代理 それでは、相談支援部会より、重点施策の振り返りに関して出た意見について報告したいと思います。

資料1-②の3ページが相談支援部会からの報告になりますけれども、主に地域生活支援拠点に関することと相談に関することにポイントを絞って報告させていただきます。

課題として大きいのは、緊急時の受入体制確保だと思いますが、「機能充実に向けた継続的な取組が必要」と記載があるとおりの、着実に進めてほしいです」「地域生活支援拠点に登録した後に、機能を十分に発揮できるように、具体的な仕組みづくりを進めてほしいです」というように、地域支援拠点に登録したけれども、その後、具体的に何が違ってくるのかがまだいま一つ見えてこないということ。

それから「記録書で蓄積した情報の活用や拠点同士の交流・情報交換の機会の提供など、拠点に登録した後の取組が必要だと思います。また、相談・緊急時の対応・地域づくり以外の機能についても登録を進めていく必要があると思います」ということで、本当に登録した後の取組の問題。

それから、こういったことが「自立支援協議会とどのように繋がっていくか、引き続きしっかりと取り組みを進めてほしいです」といった意見が続いています。

それから「拠点に登録している事業所の周知はHPだけでなく、サービスガイドブックに掲載するなど、更なる周知が必要だと思います」「拠点登録事業所は増えたが、障害者・家族等の市民の認知度はどうなのでしょう。また、拠点登録事業所とそうでない事業所の違いについても、市民に見える化してほしいです」というように、この拠点は事業所にとっても、市民

や障がい者にとっても認知度がまだ不十分だし、具体的にどういった機能を持つのが今後の課題であるので、それに今後も取り組んでいくというところが意見として多く出ています。

それから相談について、下から6つ目のナンバー2、18ページと書いてあるところですが、
「支援ニーズの複雑化が進んでいるため、さらなる相談支援専門員の質の部分、支援力の向上が本当に求められているのでしょうか」ということで、求められていることは求められていますけれども、この質の部分をどのように重点的に確保していくのかといったこと。

同じように「グループワーク等で別の事業所の相談員と交流し抱えている課題等も出し合うことは有益な取組だと思います」という意見が出ております。

また、前から大きな課題になっていますが、「セルフプラン率は高いままとなっているため、質の向上も必要ですが、事業所数を増やすなど量についても引き続き取り組む必要があると思います」相談支援専門員以外の家族とか支援者が書くのがセルフプランになりますけれども、これを自らつくりたいといってセルフプランになるのはいいけれども、相談支援事業所に相談しても「今、いっぱいだ」と断られる例がすごく多いので、これを増やす取組も今後、必要なのではないかという意見が出ております。

それから、これは計画部会でも同じような意見がありました——計画部会だと、2ページの17番に医療機関に対する障害者差別解消の取組について「取り組んだ成果に「理解が進んだと考えられます」とあるが、何をどう判断した結果「○」となったのでしょうか」ということ。相談支援部会からも同じような意見で、「取り組んだことによる成果」に「より多くの医療機関で合理的な配慮への理解が進んだと考えられます」と、どうも推測で○になっているような感覚があるんですけれども、「「理解が進んだと考えられる」何らかの根拠（たとえば当事者・家族の口コミ等）はあるのでしょうか」という意見に対して、「説明時に寄せられた質疑の内容から、合理的配慮及び条例の趣旨への理解が進んだと判断しました」という答えがあるんですけれども、具体的にどういう質疑があつて、どういう反応で合理的配慮への理解が進んだと判断したのか、ここはできたら事務局のコメントがあるとうれしいなと思います。

取りあえず、以上です。ほかのところはまた読んでいただけるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

○石渡会長 堤部会長、ありがとうございました。

続きまして就労・生活支援部会について、根本部会長、お願いいたします。

○根本委員 それでは、根本のほうから御報告させていただきます。

資料1-②に、就労・生活支援部会ということで5つほど挙がっていますけれども、それに

ついて詳しく御説明します。

6月4日に開催された第1回就労・生活支援部会において出た意見についてですが、まず、資料1－①の14ページに記載されています「障がい者雇用の促進に関するとりくみ」についてです。

この事業では、障がい者雇用率を達成していない企業を訪問しています。2025年度は学校法人2か所、医療法人社団2か所、株式会社1か所の5か所を部会員と市職員が訪問しました。部会では、企業訪問後に実際の採用や職場実習など具体的な成果が出始めていることから、評価を◎としてもよいのではないかとといった意見もありました。

企業訪問については、すぐに雇用につながらない場合でもあっても、企業に対して障がい者雇用の働きかけを行う重要な取組であり、次期計画にも位置づけ、継続、発展させてほしいといった意見が出されました。

今後の課題としては、企業が障がい者雇用を具体的にイメージできるように、採用までの流れや利用できる支援制度、業種ごとの業務の切り出し方などを、図や事例等を用いて分かりやすく示す必要があるとの意見も上がりました。

また、新卒者を送り出す特別支援学校だけでなく、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等とも連携して、すぐに採用したい企業のニーズに対応できる体制を整えることが必要であるとの意見も出されました。

さらに、訪問した企業への継続的なフォローアップを行い、その後の採用や実習、職場環境の設備などの進捗状況を関係者間で共有できる仕組みをつくることが重要であるといった意見も出されました。

さらにハローワークからは、障がい者雇用を希望する企業に対して求人を受け付けるだけでなく、支援機関への求人情報の提供や企業と求職者とのマッチング、ミニ面接会の開催などの支援を行っているとの説明がありました。

実際に訪問先の学校法人では、ハローワークや支援機関との連携によって当初の予定を上回る2名の採用につながったことが報告されております。また、その際、情報提供として、東京都立町田の丘学園からは、市の企業訪問をきっかけとして3月の卒業生1名が病院に就職して、現在も元気に勤務しているとの報告がありました。

以上のように、部会では、企業訪問によって具体的な雇用成果が出始めていることを評価するような意見が多数出ました。

その一方で、企業に対する分かりやすい情報提供や訪問後の継続的なフォローアップ、就労

支援機関や教育機関、ハローワークとの連携など、さらに充実させて、企業が相談しやすく実際の採用につながりやすい体制を整えていくことが重要ではないかといった意見も出されました。

続きまして、16ページの「（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」について御報告いたします。

委員からは、現在のワークサポートルームはどの程度の人数を雇用できる規模の部屋となっているのか、また、そのことによって市の障がい者雇用率がどのように変化していくのかといった質問が上がりました。また、ワークサポートルームの設置だけではなく、チャレンジ雇用の枠を増やすことやチャレンジ雇用から会計年度任用職員等へ移行する仕組みを検討できないかとの提案もありました。

さらに、町田市民病院や教育委員会における障がい者雇用の状況についての質問も上がり、ワークサポートルームだけではなく、市の他の職場にも障がい者雇用の取組を広げていく必要があるのではないかといった意見が出されました。

以上が就労・生活支援部会からの御報告となります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

事務局から補足説明があればお願いいたします。

○畠山主任 障がい福祉課の畠山と申します。

堤委員からお話のありました医療機関に対する障がい者差別解消法及び町田市条例の周知のところで、評価として「理解が進んだと考えられます」というところに対して回答させていただきます。

こちらについては、保健所の保健総務課という部門で実際にやっている内容にはなるんですが、実際にアンケート等をして客観的なデータを取ったわけではなく、あくまでもパンフレットを配って条例の内容を説明をする中で、相手方の反応を感じ取った。主観と言えば主観ですけれども、そういったところから原課としては「理解が進んだ」と判断した結果、評価を○とさせていただいています。

○石渡会長 ありがとうございました。

今、2025年度の実績ということで相談支援部会、就労・生活支援部会から振り返りの御報告をいただきましたが、委員の皆様、御質問、御意見等あればお願いいたします。

○堤職務代理 すみません、先ほどの説明ですけれども、医療機関の反応というのは確かに主観になってしまいますが、私が質問したのは、説明時に寄せられた質疑の内容から合理的配慮

が進んだとおっしゃっていたので、具体的にどんな質疑があったのかという質問だったんですけれども。再びお願いします。

○畠山主任 申し訳ありません、具体的な質疑の内容までは原課の確認が取れていなくて、ちょっとこの場で御説明ができない状況です。申し訳ありません。

○石渡会長 よろしいですか。

ほかに何かお気づきの委員がいらっしゃいましたらお願いします。

○森委員 今、町田市障がい者プラン21-26の重点施策の2025年度実績の報告を受けました。この作業は、今、この会が取り組もうとしている障がい者プラン27-32を策定するために2025年度の実績を踏まえておきましょうという意図だという理解でよろしいでしょうか。

○畠山主任 前年度の実績については、毎回このような形で協議会に報告させていただいています。今年度はちょうどプランの作成のタイミングということもありまして、この結果を踏まえて次の計画に載せていくというところは検討の1つかなと思っています。

○森委員 ありがとうございます。

この報告をどのように活用することで新しい障がい者プランの策定がよりよく進むのかを考えると、2025年度の実績だけでは策定作業を進めるに当たって情報が少な過ぎるだろうと思っています。

このような視点でさらに検討すべきという意見は持っています。それを今、この場で言っているのか、それは今日はやらないので、文書にはまとめているので後で提出するのがよいのか、そこを教えていただきたいと思います。

○石渡会長 各部会長から何か御意見いただけますか。

2025年度だけの情報ではということ、もっと前の情報も詳しいものがあってということでしょうか。

○森委員 結構いろいろあるので具体的に説明すると長くなるんですけども、これ一つ一つがばらばらに報告されているんですけども、何のために重点施策があって、それが目指している課題がどのように解決されたんですかということは、重点施策ごとでは弱いと思っています。その点、新しい障がい者プランを考えるに当たって検討すべきところだと思います。

要は、分野ごとの課題はどうなったんですかと。この水色の冊子を見ていただけると分野ごとに重点施策1、重点施策2とあって、その重点施策ごとに評価しても、結局分野で課題として掲げたことはどうなったんですかという点に対する答えとしては弱いんですね。

その点や、「市役所のここが担当ですよ」と明記されていますけれども、複数の部署が協働

する課題もあるはずで、そこについてどういう評価がされて、それを踏まえて新しい障がい者プランをどう検討するかという視点も重要。

さらに、全ての重点施策は優先度としては並列なのですか、そうではなくてある程度「ここを重点的に」と、重点施策の中でも特に波及効果が大きいところと大きくないところをざっくり評価して優先度を検討しなくてよいのかということが、2025年度までの実績からどう見えてくるのか等です。

まず、それをここでやるのか、やらないのか、そこをお答えいただければ。文書は帰る前にお渡ししておきますけれども。

○小野委員 小野です。

森委員が指摘された点は、重要な視点かなと思います。

ただ、むしろ2025年度までの重点施策の——確かに非常に幅があって、かつそれぞれが独立した施策についての計画なので、計画部会の中でこの間、議論しているのは、次期計画の中ではもっと重点施策を絞り込んで、必ずやるべきことや、そこを突破するとさっき森委員が言われたその他への波及効果等も見込めるような、後ほど議論になる障がい者プラン27-32の重点取組のところでもっと突っ込んだ議論をしていったほうがいいのかというのが、振り返りの中で出てきた意見です。

森委員が指摘された点は部会の中でも出ていましたし、むしろ今日から具体的に検討が始まっていく障がい者プラン27-32の体系や重点取組のところにどう盛り込んでいくかが重要なかなと思います。

○石渡会長 堤部会長、根本部会長、何か補足はございますか。よろしいですか。

事務局から、今の御意見に関して何かございますか。

○新谷課長 障がい福祉課の新谷です。

まさに計画を、今、こういった形で皆さんの御意見をいただきながら策定させていただいているところであります。そのつくり方については、様々な御意見をいただきながらというところではありますので、ぜひ森委員のお考えも参考にさせていただきながら、プラン策定を進めさせていただきたいと思っております。

○石渡会長 ……ということですので、今の御質問に関しては、すぐに「こう」ということではないと思いますが、やはり今、小野部会長もおっしゃったように並列しているものではないので、そのあたりは委員の皆様それぞれに、御意見等あれば、この後、ぜひ明確にしていけるような御意見をいただけたらと思います。

大事な御指摘をいただきましたけれども、ほかにこの振返り関連で何か。

○陶山委員 商工会議所の陶山でございます。

報告の14ページの障がい者雇用について質問ですけれども、それぞれ取り組んでくれて実績も見えてきてということで、よかったなというのが感想ですけれども、商工会議所でもハローワークさんだったり障がい福祉課の皆さんと状況を確認しながら、一人でも多くの障がいをお持ちの方の雇用、一緒に働くということで勉強会を毎年やっている中で出てくる質問がございますので、それをお伝えしたいと思います。

そもそも障がいをお持ちの御本人で、就労や就職を希望している方の人数を知りたいということです。商工会議所のそれぞれの企業にしてみると、法定雇用率が決まっているので、それを足し算していくとこの人数だねということはおのずとあるわけです。会員さんに限りませけれども。

町田の方で障がいをお持ちで就労を希望している人、もし同じ市内、近くで就労、就職を希望するのであればぜひ、市内の希望者が我々企業を選んでくれるなら小田急線に乗って遠くまで行かずにみたいなことも意見としてあったりするんですけれども、そもそも町田商工会議所の法定雇用率がクリアできていなくて負担金を払っている会社のその人数と、障がいをお持ちで就職したいけれども就職できていない人の人数がどういうバランスなのか、ベースのデータが欲しいということなんですけれども、どなたかが持っているんでしょうかという質問でございます。

○石渡会長 事務局で把握していますか。あるいは「このあたりだったら分かりそう」という機関等あるでしょうか。

○小野委員 統計的に行政が把握しているものは、ないですね。

ただ、3つの就労支援センターがありますので、そこに登録している人たちは、例えばうちの法人のらいむでもデータベース化しているので、そこで絞り込めば、どういった就労ニーズを持っているのか件数は出てきます。りんく、Let's、らいむのデータベースから数値を上げることはできると思います。

○陶山委員 小野委員、ありがとうございます。

レッツとらいむとりんくに登録している人が、町田で障がいをお持ちで就労したい人全てでしょうか。

○小野委員 全てではないです。そこにたどり着いていない人もいますから。

○陶山委員 そうですね。

何を申し上げたいかという、町田市以外からも就労を求めている、法定雇用率といったことで何とかしなければいけないのかということや、勝手な想像ですけども、障がいをお持ちの方も、もしかしたら近くでの就労がお互いにいいのかなということもあったりする。

そもそも何人の受入れを検討しなければいけないかといった議論になるんですけども、中には「障がい全員が就労したいんだ」と言い切って援護する人もいますよ。「そうなのかな」とみんなが言っていて、本当に就労したいけれどもできていない人が、どこにどういう状態にいるのかが知れたら企業側ももう少し具体的に動けるのかなといったこともあったりするので、せめて人数がどうなのか。

小野委員が言っていることも一理あると思うんですけども、たまたまLet'sとらいむとりんくにたどり着いた人は、そこで「こういう人たちですよ」となるのかもしれませんが、もう少し広く就労を希望している障がいをお持ちの方がどうなのかなというデータがあると動きやすい気はするので、今後、そんなことに取り組んでいただけたら具体的かなという気がしているところでございます。

○小野委員 もう一つは、ハローワークの障がい者雇用の担当部署の相談件数は持っています。そこも併せると、もう少し広がるかなと思います。

○飯長委員 さるびあ会の飯長でございます。

今、おっしゃった2つの数字を寄せるということもあると思いますが、もう一つ、先ほどもちょっと出ました就労移行支援事業所、これはたしか町田に6か所ぐらいあると思っています。これは就労に向かって勉強中の人たちですので、明らかに就労を目指している。

いろいろな人のお話を聞くと、例えばデイケアに行っても必ずしも就労を目指さない。就労は、デイケアに行っている人にとっては、相当の人にとっては遠い話だそうです。そういう中から限られた方が就労したいということで主治医の先生と相談して、その主治医の先生が幾つかの就労支援のシステムを御存じかどうかは実は大問題でございますけれども、ときどきそういうケースがあると聞いております。

ちなみに、私の娘はデイケアでお世話になって、それから就労移行支援事業所にそれぞれ1年半ずつお世話になって、この5月からめでたく町田市内の事業所に就職させていただいています。

だから、幾つかの数字を合わせれば概略は分かってくるのではないかと考えております。

○石渡会長 飯長委員、ありがとうございました。

なかなか正確な数字を把握するのは難しいかと思いますが、そういう方向性も検討してとい

うことで、陶山委員、ありがとうございました。

ほかに何かお気づきの委員はいらっしゃいますか。

それでは、また何かお気づきでしたら、後からでもよろしいかと思っておりますのでお願いいたします。

それでは、【3】議事の（１）（仮称）町田市障がい者プラン27-32の策定についてを準備していただいておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○西川担当係長 事務局の西川です。

資料2-①、基本理念（案）と施策の体系図を御覧ください。

まず基本理念（案）につきまして、現行の障がい者プランの基本理念「いのちの価値に優劣はない」を掲載し、副題として、今まで御協議いただいた基本理念「～互いに理解しきさえあい、自分らしく暮らせるまちに～」を掲載している形になります。現行の基本理念が市民の方々に浸透していることなどを考慮して、現行の基本理念を継承しつつ、次期プランに向けての副題として、今まで御協議いただいたものをお示ししております。

この副題につきましては、計画部会において、相談支援部会の御意見等もお示ししながら御協議いただいたものになります。なお、就労・生活支援部会からは、基本理念についての御意見はございませんでした。

続きまして、理念の下にあります体系図を御覧ください。

こちらにつきましても、計画部会でも御協議いただいたものになりますが、相談支援部会、就労・生活支援部会におきましては、いずれも御意見等ございませんでした。

今後とも計画部会において、重点取組のほかに、左から2つ目にお示ししています施策（案）の目標指標を設定していく想定です。その目標指標につきましては、次回、第3回施策推進協議会でお示しする予定となっております。

なお、一番右の重点取組（案）につきましては、後ほど説明させていただきます。

御説明は以上となります。

○小野委員 計画部会でこの間、基本理念と体系図について検討してきた経過を報告したいと思います。

事務局から、「いのちの価値に優劣はない」という幅の広い理念からもう少し重点化した理念にという提案があったんですけども、意見が割れました。最終的に計画部会に部会長案として提案したんですけども、木っ端みじんに、なかなかそれが共通認識にならなかった。

そのとき事務局から、「いのちの価値に優劣はない」というこの理念はやはり市民に浸透し

ているし、普遍的な要素を持っているので継続したいと。ただ、そこに副題として、この間、議論してきた「どこに重点を置くのか」ということを入れてはどうかという提案をしてもらって、その提案を受けて最終的に「では、この案でいきましょう」と。

前回の計画でも、「いのち」という言葉の中に I C F の視点を入れて解説していて、そこについては変わらないんですけれども、障害者権利条約が策定されて20年、津久井やまゆり園事件から10年なので、やはり権利条約でうたっている、どんな重い障がいを持っていても障がいのない他の者との平等を基礎に人権が保障されるべきであるという点、さらに、もう医学モデルを克服して社会モデルから人権モデルへという提案も総括所見の中で出されています。そういった意味合いを「いのちの価値に優劣はない」という基本理念に込めて、障害者基本法を受けた権利条約をベースに基本理念を位置づけて、それをどう実現していくのか、どこを重点に考えていくのかを副題に入れましょうと。そして、副題には「いのちの価値に優劣はない」という考え方を広く社会に浸透させていくという意味合いを込めましょうということが計画部会の一致点としてまとまりました。

ただ、基本方針や施策案と施策目標、この分類については、これまでの計画と若干異なるんですね。先ほど森委員からも出ていましたけれども、個別ばらばらになるのではなく、そのテーマごと、分野ごとの括りがある。その中で特に絞り込んだ施策を重点取組として掲げましょうと。

だから計画部会としては、施策案と施策目標のところはこの分類でいいのではないかという議論にはなりましたが、重点取組の9番「生活介護事業所の支援力底上げと利用者のマッチングの推進」という文章もちょっとふさわしいとは思えないんですけれども、生活介護事業所は一番下の「就労・日中活動の充実」に位置づけられるべきだと思いますので、そこは修正すべきかと思います。

○石渡会長 小野部会長、ありがとうございました。

今の資料2-1のような整理で全体的にはいいけれども、変更点として、生活介護の位置づけは就労・日中活動のところに移るのではないかという御意見をいただきました。

ほかには。

○堤職務代理 まず、この基本理念の「いのちの価値に優劣はない」が復活したのは非常にうれしく思っています。

一昨日、津久井やまゆり園の事件から10年ということで、障がい当事者が集まった集会が行われました。そのときのスローガンの中にも「いのちの価値に優劣はない」と出ていて、「お、

町田と同じじゃん、でも町田はもうすぐこれが消えちゃうんだよね」と思っていたら今日、復活していたので、すごくうれしいというのが実感としてあります。

もう一つは施策目標（案）で、すみません、これ部会のときにはまだ考えが至っていなかったというか、そこまで議論していないんですけれども、私がいろいろ読み返す中で、「地域生活の充実」の中に「短期入所事業所の利用促進」とあって、これは後の細かな計画の検討とも絡んでくると思いますが、たしか以前の施策目標の中には「家庭を築く・家庭を守る」みたいなタイトルの項目があったと思うんですよ。

前の障がい者プラン21-26でそういった項目が生まれてきた背景として、当時取ったアンケートから障がい女性の問題が一つのキーワードとなって、結婚、出産、子育てのこととか、そういった当事者の声、生きづらさにどう取り組むかということで、「家庭を築くこと・家族を支えること」ですね——というテーマであったんですけれども、何か女性の障がい当事者ということではなく、どちらかというと家族を支えるほうに重点が行って、報告でも短期入所の話がメインになっていって、とうとう「家庭を築くこと」とか「女性障がい者」というキーワードが完全に消えてしまった形で新しい施策目標（案）が出ていることに、ちょっともやもやするものがある。

2021年につくったときに掲げていた、国連等でも言われていた女性障がい者の差別解消という部分がどうなってしまったのか。計画部会では、そこはどんなふうに話し合われたのかというあたりを聞きたいと思います。

○小野委員 それは議論しました。

これまでの計画は、できるだけ障害者権利条約の各条文から市の施策の目標に落とし込めるようにということで体系をつくったんですけれども、その際に、今、堤職務代理がおっしゃったように障がい女性の複合差別の問題や、家庭を築く——ちょうど優生保護法の裁判もあって、皆さん御存じのように最高裁で勝訴判決が下されて補償法もできましたけれども、結局2021年から2026年までのところで、施策の内容としては、やはり障がいのある人がいる家族をどう支えるか、そちらが重点化していったんですよね。

まだ具体的な施策のところで出てきていないんですけれども、考え方としては「差別解消・権利擁護の推進」のところで、差別解消条例もできましたので、そこで障がい女性の差別や偏見や社会的地位の向上というか、そういった問題を具体化していくことが必要かなということは議論しました。

ただ、「では、こういう重点取組が必要だね」というところまでは、まだ議論が到達してい

ません。

○堤職務代理 ありがとうございます。

これは施策化するとかいろいろ難しい点はあるかと思いますが、引き続き部会でも「差別解消・権利擁護の推進」というところで議論が進んでいくといいなと思います。私としても、いろいろ提案できるよう考えていきたいと思います。

○石渡会長 堤部会長、ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

○小野委員 先ほどの、生活介護を「就労・日中活動の充実」の体系の中に位置づけるのは、いいですね。

○西川担当係長 大丈夫です。

○石渡会長 では、石渡から。

施策目標の上から2番目に「情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実」とありますけれども、この頃、やまゆり事件などもあって知的障がいの方たちがいろいろな発信をしている中で、やはり知的障がいの人にとって分かりやすい情報保障については結構いろいろな自治体が明確に打ち出しているけれども、この重点取組案を見ても、どうもそういう視点が見えないなという気がしますので、その辺りはちょっと。

今、結構いろいろな知的の当事者の方たちが、分かりやすい版をつくるとか、情報提供の仕方について発信してくれているので、そこら辺は明確に打ち出していきたいというのが意見です。

それから、その5番に「行政窓口における意思疎通の環境整備」はあるのは、これは行政窓口に限らないと私は思いますので、意思疎通の環境整備は生活場面の全てで必要かなと思ったりしました。すみません、細かいところですが。

でも本当に、情報保障の在り方についてはここ5年ぐらいで随分変わっていると思うので、ぜひ検討してほしいと思います。

情報保障関連で、何かありますか。

○砂田委員 町田市聴覚障害者協会の砂田です。

情報保障については聴覚障がい者として一番大事な問題ですけれども、聴覚障がいだけではなく、今、お話がありました知的障がいの方、重複障がいの方の情報保障も御理解いただきたい。また、視覚障がいの方、チャージの子供も関係しているので、できればそのあたりも含めていただけるとありがたいと思います。

○石渡会長 ありがとうございました。

ほかに基本理念関連で何かお気づきの方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、では、重点取組について説明をお願いします。

○土志田係長 事務局の障がい福祉課、土志田です。

続いて、町田市障がい者プラン27－32 重点取組（案）の説明をさせていただきます。
資料2－②を御覧ください。

重点取組に関しましては、計画部会で検討いただいている途中経過となります。この間、相談支援部会や就労・生活支援部会からも御意見をいただきまして、反映した取組もございます。

前回の計画部会を7月14日に開催しておりまして、そこでいただいた御意見等を踏まえて、またここから変更を行うところも出てまいりますけれども、引き続き計画部会での検討を進めてまいります。

まず、表紙にありますように、現時点で19の取組案を掲載しております。

では、1ページから順番に、簡単に御説明してまいります。

左側が現計画に当たるもので、右側が次期プランの重点取組案になります。

1つ目の重点取組の名称は「小・中学生を対象としたパラスポーツ体験教室等の実施」です。

こちらは事業概要にありますように「スポーツを通じた共生社会の推進のため、障がいの有無や年齢、性別、文化的背景などにかかわらず、誰もが楽しみ、学び、成長できるインクルーシブスポーツに触れる機会として、市内の公立小・中学校を対象としたパラスポーツ体験教室等を実施します」というものです。

続いて2ページ、こちらは「障がい福祉人材の確保方策」です。

次世代を担う児童・生徒に対して障がい福祉への理解を深める機会を提供し、中長期的な人材の裾野を広げるというものです。また、大学生等に対し、現場での実体験や関係者との交流を通じて福祉の仕事の社会的意義や魅力を伝える、そういう取組となります。

続いて3ページ、「聴覚障がいの理解及び手話の普及促進」です。

「2028年度に施行予定の（仮称）町田市手話言語条例に基づき、手話の普及・理解促進に関する施策を検討・実施します」というものです。また、引き続きになりますけれども、手話の講習会の実施を通じて「聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します」というものです。

続いて4ページ、「情報バリアフリーの推進」です。

2行目からになりますけれども「市職員のほか市内事業者を含む、情報を発信する全ての人
が情報バリアフリーを理解し、情報発信を行えるよう各種研修や広報活動を通して情報バリア
フリーの普及を推進します」というものです。

続いて5ページ、「行政窓口における意思疎通の環境整備」です。

聴覚障がいがある人に対して市役所での意思疎通支援として、これまでどおりの手話通訳者
の派遣のほか、遠隔手話サービスを導入するなど意思疎通を支援するというものになります。

続いて6ページ、「障がい者差別解消の推進に向けた啓発活動の実施」です。

「障がい理解を深め合理的配慮を広める取り組みをさらに推進するため、庁内他部署をはじ
め、民間企業、学校、障がい者団体や学生などの多様な主体と連携を図り、協働した普及啓発
をおこないます」というものです。

続いて7ページ、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」です。

こちらは「地域生活支援拠点等について、①登録事業者が支援における課題や好事例の共有
ができる機会を設け、拠点機能の充実を図ります。また、②町田市障がい者施策推進協議会や
その部会において、地域生活支援拠点等に関する調整機能を担うコーディネーターの配置の必
要性など、更なる機能の充実に向けた支援体制の検討や、運用状況の検証をおこないます」と
いうものです。

続いて8ページ、「グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ」です。

「グループホームにおける支援の質の向上を目指し、訪問による運営状況の把握を行います。
また、事業者間のつながり作りや連携促進に向けた会議を開催し、情報共有や事例検討に取り
組めます」というものです。

続いて9ページ、「生活介護事業所の支援力底上げと利用者のマッチングの推進」です。

「既存の事業所において、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、
医療的ケアが必要な人などの受け入れが可能となるよう、専門研修の実施や事業所間でのノウ
ハウ共有を推進します。あわせて、各事業所の特色や空き状況、対応可能なニーズを可視化し
た情報を提供することで、利用者との適切なマッチングを促進し、市内全体での受入体制を強
化します」というものです。

続いて10ページ、「短期入所事業所の利用促進」です。

「市内の短期入所事業所は依然として不足しているため、引き続き開設促進に取り組みます。
また、事業所間で稼働状況に偏りがあることから、利用促進に向けた取り組みを検討・実施し
ます」というものになります。

続いて11ページ、「相談支援体制の強化」です。

「5つの障がい者支援センターが基幹相談支援センターの機能を担い、相談支援体制の中核となります。相談支援事業者や地域の福祉事業所の支援力向上のために連絡会や事例検討会を開催するとともに、相談支援員の配置・育成に向けた検討を行い、複雑化・複合化した課題にも対応できる相談支援体制の強化をはかります。また、2019年3月に策定した町田市障がい児（者）相談支援指針について、現状に合わせて見直しを行います」としております。

続いて12ページ、「課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援」です。

こちらは「障がいがある人の「親なき後」を見据え、誰一人取り残さない相談支援体制を目指します。障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、障がい福祉課・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して相談支援活動などを行います。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的にを行います」というものになります。

続いて13ページ、こちらは新規の取組で「町田市障がい者施策推進協議会機能の充実」です。

「障がい者支援センターや相談支援事業所、地域生活支援拠点等の支援の現場において把握された地域課題について、解決に向けて総合的に検討する場が不足しています。そのため、町田市障がい者施策推進協議会に地域課題の検討を行う自立支援協議会の機能を強化し、多様な主体が解決に向けて取り組む体制を構築します」というものです。

続いて14ページ、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携」です。

「精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた課題の抽出と解決に向けた協議を計画的に実施していきます」というものです。

続いて15ページ、「避難体制の充実」です。

こちらは引き続きの取組になりまして、「障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実にとりくみます」というものです。

続いて16ページ、こちらも新規になります。「スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施」です。

「2028年度に供用開始予定の町田木曽山崎パラアリーナの運営を見据え、パラスポーツ関係団体等と連携・協力し、既存のスポーツ施設を活用した、パラスポーツイベントや体験会等を実施します」というものです。

続いて17ページ、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」です。

「障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届けるため、新たな仕組みを導入しました。今後はその検証と見直しを行い、本施策にとりくみます」

続いて18ページ、「障がいがある人の就労・定着支援の強化に関するとりくみ」です。

「就労・生活支援センターと地域活動支援センターについて、拠点の移転に伴い事業のあり方を見直すことで、より一層充実した支援体制の構築を目指します」

続いて19ページ、最後になります。「障がい者雇用の拡大と定着支援」です。

「市役所における障がい者雇用については、正規職員のほか、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を行っています。今後も、多様な働き方の機会を確保するとともに、各課から請け負った軽作業等を行うワークサポートルームにおける業務の拡充及び受入れ体制の整備を進めることなどにより、採用者数の増加を図ります。また、障がいのある職員が安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組み、職場定着を推進します」というものになります。

説明は以上になります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

今、重点取組について御説明をいただきましたが、何か御意見がおありの委員はいらっしゃいますか。

○小野委員 何回もすみません。

先週14日の計画部会でこの重点取組について協議しました。ちょっと手厳しい言い方になってしまうんですけれども、その計画部会でも各委員から、今回提案されている重点取組について批判的な意見が多く出されました。

みんなにメールで意見を提出してもらいましたので、それを今後どう盛り込んでいくかが重要になるんですけれども、批判的な意見をおおむね網羅すると、個々の重点取組が非常に、何というか、本当に今、それをほうっておいたらとんでもないことになる、そこに重点を置いて施策を充実していかなければいけないということが重視されていないというか、着目されていない、障がい者プラン21-26の重点施策に比べてトーンダウンしているという評価。

それから、3か年の目標値が提案されていますけれども、毎年一緒。「年10回の講座をやります」とか「それを毎年やります」だったら分かるんです。でも、例えば13ページの自立支援協議会の設置。検討は既に始まっているわけですが、それに向けては年度ごとに「検討」「設置」「実施」というように積み上げていくわけですよね。それが目標値ですよね。振り返ってどこまでできたのかが確認できなければ意味がないので。しかし、全般的に目標値の選定の仕方が、到達度を押し量るには非常に見えにくい。

さっき言ったように毎年この取組、毎年こういう講座を何回かやる、それはそれで分かるんですね。でも、そうではなくて、施策の充実を図っていかなければいけない、本当に命や生活の危機に直結する問題が今、目の前に存在しているので、そこをもっと重点化していく必要がある。しかも、その達成度を押し量ることができる目標値を設定すべきだという意見が多数出ました。

既に事務局と私のほうにも意見が集まっていますので、今日提案されている重点取組については今日、参加していただいている委員からも率直な意見を出していただいて、「これはどういうことですか」というよりも、具体的に「こういう施策目標、重点取組を掲げて、それを毎年度このように実施していこう」「ここまで築こう」という具体的な提案、意見をいただけるとありがたいです。

この夏から秋にかけてこれを固めていかなければいけないので、8月にまた計画部会があって、そこで今回出された意見がどこまで盛り込まれるのが重要なんですけれども、ぜひ皆さんからも積極的に提案、意見をいただければと思います。

○石渡会長 小野部会長、ありがとうございました。

計画部会からはこの重点取組についてかなり新しい提案もされていて、それはもう事務局に提出されているわけですね。

○小野委員 はい。

○石渡会長 では、多分そのいろいろな御意見も反映されて、また修正版が出されると思いますが、今、小野部会長からもありましたように、それぞれの委員の皆さんのお立場で……。

森委員、どうぞ。

○森委員 資料2-②の8ページ「グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ」。

重い障がいや行動障がいがある方が利用できるグループホームが不足している状態が継続している中で、障がい者とその家族の高齢化、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが困難となる事例が増え、さらに増えていくことが想定される状況にあるという認識は、どうなっ

ているのか。

重い障がいや行動障がいがある方が利用できるグループホームを設置し、運営するには通常のグループホームよりも設備や支援職員を充実させる必要があり、資金面での支援が必要です。運営状況の把握を行っている場合ではなく、緊急度が高く、すぐに対策を講じる必要があります。遅くなればなるほど実践現場で支援者を育成する人材も減少してしまいます。重点取組案は「運営状況の把握」にとどめるのではなく、「重い障がいや行動障がいがある方が利用できるグループホームの設置と運営への支援」とするべきだと思います。

2つ目、12ページ「課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援」です。

いろいろな学習会をやり、町田の丘学園さんの保護者の方や就学前の親たちとの話の中で、低年齢障がい児の家族に漏れなく必要な情報が提供されて、相談の機会に結びつくことを目指した関係機関による検討と改善の機会が必要であると思います。

また、引きこもり状態の障がい児も低年齢の段階で、家族にも様々な問題があるケースがあることが学習会等で分かってきまして、地域福祉コーディネーターと特別支援教育コーディネーターが協働して問題解決に当たることができるシステムと、それを可能にする基盤の整備が必要です。教育と福祉を両方きちんとジョイントすることを始めるべきだということです。

3つ目、15ページ「避難体制の充実」についてです。

避難体制の充実だけではなく、避難後の生活の組立と支援を行うシステムが必要です。

1つは、自宅避難者への支援体制です。

当会でアンケート調査をしたところ、障がいのある方の避難策の候補として「自宅避難」という回答が半数近く出ました。移動が困難な重い障がいの方や、自閉症で多刺激なところが避難所ではもう無理でしょうということで、では、その自宅避難をしている方の発災後の暮らしをどのように支えていくのかということがなければ、避難できても災害関連死になってしまう可能性が高いわけで、ここに手をつけていかなければならない。食料、飲料水だけでなく、生命維持に必要な電源や薬の供給を含めた支援をいつ、どこの誰が判断していくのかという検討が必要と思われます。

特に発災前の日常の医療情報を発災後にきちんと活用していける仕組みづくりが、計画の中で表現されるとよいと思います。

以上です。

○石渡会長 森委員、大事な御指摘をいただきました。

今の指摘事項については今、とても求められている事項だと私は思いましたので、事務局に

文書で送っていただいて。

また、ほかの委員の皆様にもいろいろ出していただいたものを全体として整理していくという流れになると思います。

ほかに、今の時点で何か。

○神田委員 社会福祉協議会の神田でございます。

単純に、感想でございます。

ずっと読んでいて、日本語的に分からない表記が多いかなと。私の頭が悪いのかもしれませんが、例えば17ページを例にお話しさせていただきますと、重点取組が「障がいがある人の生涯学習機会の充実」となっていて、概要に「障がい者青年学級を継続し、——これは分かりますけれども——より多くの方に届けるため、」より多くの方に何を届けるのかがよく分からないのと、「新たな仕組みを導入しました」この新たな仕組みも何だか分からない。そして、それを検証して「本施策にとりくみます」と書いてありますけれども、もともと重点取組は生涯学習機会の充実なので、質の向上ではないかと私自身は思うんですね。

ですけれどもこの現状値、目標値も、やることは「見直し」「見直し」と書いてありまして、例えばこの目標が、利用者たちに満足度調査みたいなアンケートをやってそれが向上するとか、もし拡充して広げていくのであれば、今、青年学級が100人だけでも200人にするとか、今、ひかり学級と公民館学級と2つやっているところを4つぐらいにするとか、そういうことだったら分かるんですけれども、この辺が読んでいてなかなか分からないので、これは感想というかお願いとして、やはり分かる日本語で通していただきたい。

ここを例に出しましたけれども、幾つかありますので、時間もありますので指摘はしませんが、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 大事な御指摘をいただきました。生涯学習のところだけではなく、ほかにもおありだということなので、ぜひお願いいたします。

○堤職務代理 たびたびすみません。

相談支援部会で検討したけれども取り入れられていない部分について、見える化したいというか、共有したいと思って発言させてもらいます。

まず、8ページのグループホームの件で「グループホームにおける支援の質の向上を目指し、訪問による運営状況の把握を行います。また、事業者間のつながり作りや連携促進に向けた会議を開催し、情報共有や事例検討に取り組みます」とありますが、相談支援部会的には、ここに書かれている会議とはもしかしたら違うのかなと思いますが、相談支援部会だけでは討議し

切れない、人材育成やグループホームのことを含めた福祉サービス部会の設置を提案したんですね。

そういうものを入れていけばこの具体的な目標値も、まず2027年度は部会設置について協議し、設置し、そして2029年度に実施していくみたいな流れができると思います。森委員もおっしゃっていましたけれどもグループホームのことは緊急課題なだけに、この福祉サービス部会の設置の提案、一時グループホームに特化した部会かワーキングをつくろうという話が出ていたこともあるんですけれども、立ち消えてしまったので、ぜひその辺も盛り込んでもらえたらいいなと思います。

それから、自立支援協議会的機能の充実を新たに取り入れていただけたことは相談支援部会としては大変うれしいので、ここはありがとうございますという意見です。

次に、14ページの「保健・医療との連携」で「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」うんぬんということで、精神障がいにも特化した内容になっていますけれども、この保健・医療についてはかなり昔から、重症心身障がい児（者）とか強度行動障がい者を診られる医療機関が町田にないことが長年の課題になっていて、町田においてするのが無理であればどこか近場と連携して、とにかく「ここでだったら安心して診られる」という場所を開拓していくような、「重身、強度行動障がいの医療機関」というところのキーワードを何か実現できるような内容がほしいという意見が出ています。

それから15ページ、ほとんど森委員の御意見と重なるんですけれども、私たちのところでも、今、ちょうど障がいのある人たちの在宅避難について、緊急時にどういう仕組みがあればいいのかうちの利用者さんを中心に聞き取りしていて、避難体制とか、どのように考えているのかをやったりもしているんですけれども、やはりほとんどの人は在宅避難が前提なんですよね。だから、ここに「個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています」とありますが、個別避難計画の中に在宅避難、自宅避難を言語化して盛り込んでいく必要があるかなと思います。

それと同時に、今の町田市の仕組みだと、二次避難所に行けるのは四、五日たってからだと以前聞いたことがあるような気がするんですが、在宅でなくて避難所に行くのであれば、直接二次避難所に行けるような仕組みも検討するようなことがここに入ったらいいなと思います。

○石渡会長 堤部会長、ありがとうございました。大事な御指摘をいろいろいただきましたので、これもまた文書で……

○堤職務代理 たしかもう文書で出したと思うんですけれども。相談支援部会で。

○石渡会長 出してあるんですね。ありがとうございます。

○陶山委員 2ページの人材確保のところですけども、子供たち、若い世代に期待をしながら伝えていくことはとても重要だと思いますけれども、ただ、障がい福祉分野の皆さんと話をしていると、もう既に人手不足なんだという話をよく聞きます。現在の実態とやろうとしていることの、呑気と言っては失礼かもしれませんが、その程度のことでいいんじゃないかというのが1つあります。

ちょっと話が違いますけれども、私どもの事業所でも海外人材が20名ほどいるんですけども、どれほど質が高く日本語能力が高くコミュニケーション力があるか、もともとのIQがとんでもなく高い人たちなんだということをぜひ見ていただいて、障がい福祉分野でも、海外人材を積極的に考え始めたらいいのではないかとすごく思います。

ちょっと話がずれますけれども、実はASEANの国の人たちは、日本の特定技能実習で介護のスキルを学んで本国に帰っても高齢者の介護がもともとないので、特定技能実習でも唯一、介護の分野は使い捨てなのではないかと言われているんですけども、私どもの施設に来てくれている職員の中にも実は兄弟に障がいを持っている人がいて、私どもの事業所で介護のスキルだとか日本の福祉の構造を学んで、本国に帰ってそういった事業所をやりたいんだといった人も多くいます。

高齢者の介護についてはそれぞれの国の文化で取り組み方に違いはあれど、障がいをお持ちを日常において支援するというのはどこの国でも真剣に取り組もうとしていることなので——ついでに言わせていただくと「人手不足だから海外の人でも手伝ってもらおうか」ということではなく、日本が、町田市が行っている質の高い障害福祉サービスを、まだそこに至っていない国々の人たちにぜひ来ていただいて、身につけてもらって、自国の障害福祉のクオリティを上げていく人材を養成するんだ、国際貢献なんだといった視点でぜひ受入れを検討してみたらいかがかなと思います。

また、私、高齢者の介護人材開発センターの在り方検討に参加しているんですけども、障がい福祉課の皆さんには怒られるかもしれませんが、町田市全体の福祉人材をどうするかというふうに議論を変えていかないと、保育をやっている人が障がい分野で働いてみたいとか、高齢者介護をしていたけれども、夜勤ができないので障がいの分野に行ってみたいとか、様々な方がいらっしゃいます。介護人材開発センターは高齢のほうが予算を出して組織化しているんですけども、その人たちが「高齢だけではなく、広く町田の福祉人材を」という議論を盛んに始めています。

実際、そこに参加している高齢者福祉課の方も「とはいってもね」というところはおありだと思いますが、ぜひ町田の福祉人材、高齢支援、障がい者支援、子育て支援をしている人材が町田市から出ていかずにどこかで仕事を続けられるような仕組みを、複数年の計画があるのであれば、ぜひ考えていただければと思います。

それから災害、私もほかの委員の皆さんに乗っかる形ですけれども、防災課は個別避難計画をつくって、避難行動要支援者がまずどこかに避難をするということで計画が終了なんですよね。だけれども、日常において高齢者の支援をしている我々だったり障がい者の支援をしている皆さんは、その後の日常生活をどう継続するかの方が心配で、重要なんだということ。

防災課とこの計画をつくっていると「一次避難所で障がい者、高齢者を受け入れる仕組みをちゃんとつくるんだ」ということになってしまいますけれども、高齢のほうでは個別避難計画、発災してしまったら「まず自宅に避難します」で個別避難計画は終わり。でも、その後の計画をどうするか、いわゆる災害時のケアプランをまた別に設ける必要があるよねということなので、恐らく個別避難計画を充実させるというよりも、災害が起きたときの支援計画をまた別にちゃんとつくっていくことに視点を変えていかないと駄目なんだと思います。なので「障がいをお持ちの全ての方が、災害時に個別の生活を継続する支援計画を持つ」ということにしないと、防災課にお付き合いということになるとこの議論が先に進まないんだろうと、そんな印象もございます。

○石渡会長　また大事な御意見をたくさんいただきました。

まだ御発言いただいていない委員もたくさんいらっしゃるんですけれども、申し訳ありません、ほかの議題もあるので、ぜひそれぞれのお立場で事務局に御意見を提出していただければと思います。

このあたりはまた最後に事務局から御連絡があると思いますので、大変申し訳ありませんが、次の議題に移らせていただきます。

次に、議事（２）日中サービス支援型グループホームの開設前の評価についての議題を用意していただいていますので、まず、これについて説明をお願いいたします。

○藤田担当係長　事務局の藤田です。

今回は、株式会社KANOAサポートという事業者様の開設前の評価ということで、お配りした資料のとおり、評価をいただく予定で進めていきます。

進め方につきましては前回同様、事業者からの説明５分、質疑応答10分、委員間での意見交換５分、評価表への記入５分といった流れで考えております。

また、前回第1回推進協議会で評価をいただきました株式会社AMATUHIのAMANEKU町田野津田町と株式会社Miiのアイダーホーム町田の評価結果につきましては、お配りした資料4のとおりとなっておりますので、この場をかりて御報告いたします。時間の都合上、内容につきましては御確認いただく形でお願いしたいと思います。

また、本日、当日配付資料をお配りしております。この内容につきましては、タイトルとしまして「障害者グループホームの管理者に資格要件を新設する」といったものでございますけれども、こちらは加藤委員から協議会の各委員の皆様にご共有してほしいという御依頼をいただきまして、お配りしたものになります。

概要としましては、報酬改定を3年に1回行っている中で、厚生労働省が次期報酬改定の中でグループホームの制度につきまして、管理者の資格要件の厳格化であったり職員研修の義務化といったところが盛り込まれる様相であるということで、御覧のとおりとなっております。

このように、国としましても支援の質の確保を重要視されている現状がございますので、委員の皆様におかれましても、評価に当たりましては重度の方々の受入れという町田市のニーズに加えまして、支援の質の確保に向けた取組だったり支援員の育成体制などにも御注目いただければと思います。

事務局の説明は以上となります。

○石渡会長　ありがとうございました。

そうしましたら、事業者の方も……

○小野委員　すみません、新規の開設の審査をする前に、今日、前回の開設後1年の審査結果が配られています。内容的には前回の協議で出された様々な意見、批判的な意見が網羅されているんですけども、この取扱いが今後どうなるのが重要だと思うんです。

株式会社恵のときにも、名古屋市やその近隣自治体やその協議会でさんざん審査、開設1年後の審査でも意見を言ったけれども、何も変わらないじゃないかというのは報道でも何回も出ているんですね。

今回の報酬改定の資料というか、財務省が6月26日に出した財政審の建議の中でも、財務省がやっている予算執行調査に基づいて都道府県、政令市、中核市、その他の市区町村、東京の場合には指定権限を持っているのは東京都と八王子市です。八王子市は2024年度にもう総量規制を始めたそうです。その調査に基づいて総量規制を根拠づけているんですけども、もう今日、報道されていました。ただ、その調査結果では、都道府県、政令市、中核市、その他の市区町村で最も意見が多いのは、指定基準の見直しなんですよ。その他の区市町村で次に意見が

多いのは、審査プロセスの透明化なんですね。

町田市はこの協議会で日中サービス支援型グループホームの開設について審査しました。その後の扱いについては、先ほど藤田担当係長に説明していただきましたけれども、1年後、また評価するわけですよ。でも、その評価結果が結局意味をなさないなら何のための審査なのか。これは国の通知に基づいて義務づけられているんですけれども、やはり自治体としてそこは方針を持つべきだし、審査結果を有効活用すべきだし、それは通知の中で制約しているものではないので、ぜひその取扱いについて、今日は回答なくてもいいですから、次回でもいいので「こうしました」といった報告をお願いしたいと思います。

それから、非公開ということですが、協議の質疑応答や意見交換は非公開でも構いませんが、資料は必ず公開にしてください。障がい当事者や関係者が見られるものでなかったら全く審査の意味がないので。

○藤田担当係長 今、いただいた御意見を今後の参考にさせていただきたいと思いますし、資料につきましては現在も公表で進めておりますので、その点は御安心いただければと思います。

○石渡会長 それでは、また次回以降に御報告もお願いいたします。

事業者も待機されていますので、入っていただいて、事業者による御説明をお願いいたします。

(事業者 入室)

○石渡会長 お待たせして申し訳ありません。

時間も限られておりますので、説明は5分ぐらいでお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○(株) KANOAサポート：土田 皆様、こんばんは。私、株式会社KANOAサポート代表取締役の土田と申します。

本日はお忙しい中お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

弊社はただいま町田市常盤町で介護サービス包括型のグループホームを1つ運営させていただき、そのほか神奈川県相模原市を中心に6つの日中サービス支援型を運営させていただいております。

私たちの基本理念につきましては、職員が寄り添い地域との共生を通して、障がいをもった人と健常な人がともに支え合う社会の実現の架け橋になることを目指しております。

運営方針につきましては「自分でできることは自分でできるように職員が寄り添って支援する。できることを続けていけるように職員が寄り添って支援する。むずかしいと思われたこと

をとりもどせるように職員が寄り添って支援する。そのうえでむずかしいことは職員が寄り添って支援する」。

以上のような考えで運営させていただいております。

今回は、町田市矢部町に日中サービス支援型の開所を目指しております。

定員は、グループホームが9名、短期入所1名の合計10部屋になります。男性棟を予定しております。

今回は、私どもの会社でも初めてですけれども、身体障がい者の方に特化したグループホームを運営したいと考えております。

職員の採用条件につきましては、初任者研修以上の方を採用させていただきたく、今も採用に取り組んでいるところでございます。

誠に簡単ではございますが、あとは資料が渡っているかと思しますので、質疑応答でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございます。

今の御説明について、御質問や御意見がおありの委員はお願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

先日はありがとうございました。

いろいろ聞きましたけれども、その中で幾つか気がついたことを申し上げます。

まず、施設長、管理者が人を大事にする、つまり施設長、管理者がいいから本部がうまく回るとおっしゃっていたと思います。これは非常にいいことですが、人に頼っているといずれ限界が見えてくるのではないかと思うんですね。ですから人に頼っているうちに、それだけに頼るのではなくて誰がやってもいいようにマニュアル化すべきだと私は思っていて、いい人を雇うのはもちろんですけれども、それだけではなく、例えばある一定のレベルの人だったら手順を踏めば誰でも——というわけではないけれども、ある程度経験を積んだ人がそれを見ればできるようになるというある意味でのシステム化も併せて、人に頼るだけではなく、検討すべきではないかと思います。

○（株）KANOAサポート：土田 ありがとうございます。

まさしくおっしゃっていただいたとおりかと思っております、本当に今はまだ始めたばかりですけれども、今、定期的に施設長会議を行っております。その中で様々な議題等々ありまして、今、相模原、町田を中心にやっておりますので、どうしても、人の急なお休み等々含めまして、そのときにほかの施設の方にヘルプに行ってくださいこともあり、今まさにヨウシイ

等も含めたいろいろなこと、利用者様の特性もそれぞれございますので、まとめられるところは全て今、まとめております。

ですから、どなたがどこに行ってもすぐできるように、そのような形でやっております。

また、当然内部研修は月1回行っているんですけども、来月からは外部研修等々含めて、ちょっと力を入れて、できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えております。特に研修につきましては強行の研修、これは今、働いている方々にできるだけ基礎と実践を取っていただくように、お金は会社で負担するというので今、進めております。

○砂田委員 町田市聴覚障害者協会の砂田です。

この障がい者の中に、視覚障がい者と聴覚障がい者は含まれるのが1点。

それと、介護ニーズが高い方の受入れは車椅子の方と重度重複障がい者と書いてありますけれども、この中に医療的な介護が必要な人はいるでしょうか。介護専門の職員がいないとき、もし何かあった場合どのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○(株) KANOAサポート：土田 まず、今、常盤町で運営しているグループホームには、視覚障がいの方がいます。そういった経験も含めて、できるだけ幅広い方に御利用いただきたいと考えておりますので、最初の見学、お問合わせ等でお断りすることはないかと思います。

ただ、やはり私たち職員が長い期間、しっかりと対象者の方を支援できるかどうかはまた別問題と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから重度重複障がい、車椅子の方等々ですが、常盤町では車椅子の方が今、3名様いらっしゃいまして、支援等々行っております。

先ほどお話ししましたように初任者研修以上の方、最終的には皆さん介福という形で目指してはいきたいと考えておりますけれども、そういう部分で、支援できる方をしっかり採用させていただくということで、先ほど人に頼るだけではということがありましたが、今回のこの施設に関しましては、まずはできる方の採用をしっかり進めていきたいので、もしかしたら予定よりちょっと遅れる可能性もあると考えております。

また、医療的ケアにつきましては、当然必要な方につきまして、すみません、まだまだ勉強不足ですけども、できるだけ対応を目指していきたいと思っています。

緊急時に関しましては、実は町田常盤町で今日0時半に利用者様の状態がちょっとおかしい、SpO₂がかなり低いということで連絡が来て、いろいろと判断した結果、やはり救急車を呼びましょうということで私も駆けつけました。今、2階建てですが、1階の車椅子の方がそういう状況になりましたので1階の職員さんに救急車に同乗していただき、私は車でその後をつい

ていって、検査等々を受けて、結局は肺炎ですとか腎盂炎等々がありまして入院となりましたが、それで私は職員と一緒に帰ってきた。その間に利用者様の御親族に随時連絡を取って、多分今日、親族の方は病院に行かれていると思います。

○石渡会長　ありがとうございました。

あとお一人くらい御質問を。

○土田委員　土田です。

先日はありがとうございました。

外部研修というのは、どのようなことを考えておられますでしょうか。

○（株）KANOAサポート：土田　すみません、うちは神奈川県のほうが多いものですからあれですが、都であつたり市でやっているもの、そういったところを進めていきたいと思ひますし、あとはグループホームの職員研修ですとか施設長研修等々、施設長の方には受けていただくようお願いしたんですが、職員さんにつきましても今後、来年度の改定も含めまして、働く前にできるだけ受けていただくように推進したいと考えております。

○土田委員　ありがとうございます。

○石渡会長　多分これで最後になると思ひますが。

○小野委員　小野です。

1つは、日中の過ごし方。全員日中グループホームなのか、作業所に行くのか、基本的な考え方をお伺ひします。

2つ目は、想定勤務表を見ると夜間支援が1人なんですよね。シフト表では、9人で、例えば全員車椅子の全介助になったら相当大変ですけども、全介助、半介助、支援度が高い人が多くいる場合、夜間支援は絶対2人は必要なので――9人に2人は少ないかなと思ひます。その辺はどのように考えていらっしゃるのか。

3つ目は、先日、既に開設している日中サービス支援型グループホームの1年後の評価をしたんですけども、もう8割型カイテクを利用しているんですね。すきまバイトですね。すきまバイトについての考え方をお聞きしたいと思ひます。

○（株）KANOAサポート：土田　まず、私ども今の日中サービス支援型グループホームに関しましては、御本人さんの御希望があればできるだけ通所に行っていたいでいます。まずは御本人様の意思を一番重要と考えておりますので、1日でも5日でもという形で考えております。

夜勤体制等々につきましては、すみません、今、これは例として書かせていただきましたので、当然受け入れる方々の特性、支援量を含めまして加配で、2名体制等々でやっていきたい

と考えております。

すきまバイトに関しましては、私の考えで、今まで採用したことはございません。普通に募集させていただき、普通のパートさん含めて正社員の方を採用させていただいております。すきまバイト等でできる仕事内容だとは私は考えておりませんので、今後も、どんなに苦しくなっても採用するつもりはございません。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

時間になりました。もしまた委員の皆様から質問があれば、改めて問合せさせていただきますので、お願いいたします。

評価の結果については、また後日送らせていただきます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

○（株）KANOAサポート：土田 ありがとうございました。こちらこそ、よろしく願いいたします。

（事業者・傍聴者 退室）

【3】議事（2）日中サービス支援型グループホームの開設前の評価について（一部非公開）
意見交換を実施

（傍聴者 入室）

○石渡会長 それでは、【4】その他にうつります。委員から情報提供等はございますか。それでは、ここで進行を事務局にお戻しします。

○中川担当課長 石渡会長、ありがとうございました。

もし、本日言い足りなかったご意見がありましたら、2026年7月27日（月）17時までにメールかFAXで事務局にお伝えください。

なお、本日の次第の下方にもご案内していますが、次回の協議会は2026年8月19日（水）に開催予定です。

以上をもちまして、2026年度第2回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。お車でお越しの方は、事務局へ駐車券をご提示ください。

本日はありがとうございました。